

カバードワラントの市場振興策実施について（案）

平成 22 年 7 月 27 日
株式会社大阪証券取引所

項 目	内 容	備 考
I 趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨今低迷しているカバードワラント（平成 20 年 9 月市場開設）の市場振興策を講じるとともに、当社におけるカバードワラントの市場運営に係る応分の負担を求めるため、上場手数料及び取引手数料の見直しを行うこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社に上場するカバードワラントとは、金融商品取引法第 2 条第 19 号に定める有価証券であり、投資元本を超える損失が発生しない投資商品である。
II 概要		
1 流動性向上報奨金	<ul style="list-style-type: none"> ・ カバードワラントの売買状況が活況を呈するまで、当分の間、当社の定めるところにより、カバードワラントの売買を行った取引参加者に対して、各取引参加者の毎月のカバードワラント売買代金に応じて流動性向上報奨金を支払う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定参加者は対象外とする。
(1) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各取引参加者の各月のカバードワラント売買代金に万分の 40 を乗じた金額（1 円未満を切捨て。以下、金額計算において同じ。）。 	
(2) 上限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前(1)の計算方法により計算した金額の合計額が、当月におけるカバードワラントに係る取引手数料の合計額を超える場合は、当月におけるカバードワラントに係る取引手数料の合計額を支払金額の合計額の上限とする。 ・ この場合の各対象取引参加者への支払金額は、当月における全対象取引参加者のカバードワラント売買代金に占める各対象取引参加者のカバードワラント売買代金の比率を当月におけるカバードワラントに係る取引手数料の合計額に乗じた金額とする。 	
2 早期参入報奨金	<ul style="list-style-type: none"> ・ カバードワラント取引の初期流動性を確保するため、当社の定めるところにより、平成 22 年末までに参入を表明した取引参加者に対して、各取引参加者の毎月のカバードワラント売買代金に応じて早期参入報奨金を支払う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定参加者は対象外とする。

項 目	内 容	備 考
(1) 実施期間 (2) 計算方法 (3) 上限	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 1 月～平成 24 年 12 月（2 年間） 実施期間中の各月の対象取引参加者におけるカバードワラントの売買代金に万分の 100 を乗じた金額。 前(2)の計算方法により計算した金額の合計額が、当月におけるカバードワラントに係る上場手数料の合計額を超える場合は、当月におけるカバードワラントに係る上場手数料の合計額を支払金額の合計額の上限とする。 この場合の各対象取引参加者への支払金額は、当月における全対象取引参加者のカバードワラント全売買代金に占める各対象取引参加者のカバードワラント売買代金の比率を当月におけるカバードワラントに係る上場手数料の合計に乗じた金額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施期間に成立した取引が対象。 上場手数料は、1 銘柄あたり 3 万円（当社が外部機関へ支払う銘柄管理料等相当額）を差し引いて計算する。
3 上場廃止基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 市場の利便性向上のため、カバードワラントの対象株式が一定比率以上の株式分割等を行った場合は、対象株式の株価調整比率に応じて当該カバードワラントの権利行使価格及び付与率を変更し、上場を継続するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状、カバードワラントの対象株式が一定比率以上の株式分割等を行うと上場廃止となる。
4 上場手数料の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 上場手数料は、当分の間、20 万円とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行は 60 万円を一時的に 3 万円としている。
5 取引手数料率の見直し	<ul style="list-style-type: none"> カバードワラントに係る取引手数料率を、売買代金の万分の 20 とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行は売買代金の万分の 1。
Ⅲ 施行日	<ul style="list-style-type: none"> Ⅱ 3 は平成 22 年 9 月、Ⅱ 2、4 及び 5 は平成 23 年 1 月を目途に施行する。 <p style="text-align: right;">以 上</p>	<ul style="list-style-type: none"> Ⅱ 1 は規則改正を伴わない(平成 23 年 1 月開始)。

(注) Ⅱ 1 「流動性向上報奨金」については、Ⅱ 5 「取引手数料率の見直し」と関連するため記載しておりますが、パブリックコメント募集の対象ではありません。